

誘導灯消灯届

令和 年 月 日

青森市民ホール館長 様

住 所

申請者 団体名

氏 名

下記のとおり誘導灯の消灯をしたいので、よろしくお取り計らい願います。
誘導灯消灯時には、青森市民ホール職員の指示に従い、より一層観客の安全確保に留意します。
万が一、事故が発生した場合は、一切の責任を申請者が負うこととします。

記

| | |
|----------------|--------------|
| 誘導灯消灯日 | 令和 年 月 日 () |
| 公演名 | |
| 誘導灯の消灯を必要とする理由 | |
| 誘導灯消灯時間 | : ~ : |
| 誘導灯消灯に関する責任者 | |

- [注] 1. 消防法施行令を適用し、かつ誘導灯の取扱い方を運用して、誘導灯を消灯できるのは、上演中の誘導灯の点灯が鑑賞効果を阻害する場合で、特に暗さが必要とされる場合に限られる。よって、演出効果上等、必然的と判断された場合のみ許可する。
2. 消灯できるのは、客席避難口誘導灯のみとする。客席誘導灯(足元灯)は、入場の出入りの安全を確保するために必要な設備であるので、消灯できない。
3. 誘導灯の消灯は、開演中のみであり、開演前・休憩中及び終演後等、観客が自由に行動できる時間は点灯しておくこと。
4. 誘導灯を消灯する場合、予め客席避難口の前に主催者側の人員を配置すること。
5. 公演開始前に、観客に対し誘導灯が消灯することを告げ、避難口を確認するようアナウンスを流し周知を図ること。
6. ホール及び会議室・レストランなどで火災等を感知した場合、自動火災報知器と連動して強制点灯となるが、それによって演出上の問題が起きた場合でもホール側の責任は問わないこととする。
7. 届出を受けた場合においても、消灯の必要性・安全確保体制に疑義があるときは、消灯を認めない場合がある。

| | |
|----|---|
| 館長 | 係 |
| | |